



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成26年 7月 4日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井智毅

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業に 呼吸用保護具の使用が必要になります。

～平成26年7月31日より～

「粉じん障害防止規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第70号）が平成26年6月25日に公布され、平成26年7月31日から施行されることとなりました。

改正内容は従来は屋内で行う場合に限り、有効な呼吸用保護具が必要とされていた「手持式または可搬式動力工具（サンダー、グラインダー等）による岩石・鉱物（人工物、コンクリート建築物なども対象）の研磨・ばり取り作業においても、粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、同作業を屋外において実施する場合も規制対象とし、呼吸用保護具の使用対象としたものです。

詳細については別添パンフレットを確認ください。

[別添 パンフレット](#) ←[クリック]